□ (1)

(2)

(3)



# 「契約」について考えてみませんか

消費者庁にて消費者生活意識調査(令和5年度第4回:調査対象者5,000名)が実施され、2024年2月にその結果が公開されました。商品やサービスを購入する際の「契約」についての消費者の意識や実態が報告されています。現在は、店舗以外にも、さまざまな方法で購入することが可能です。消費者と事業者の「契約」について、改めて考えてみませんか。



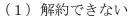
## ○契約が成立するのはいつ?

- 3つの項目から単一回答を選ぶ質問です。
- (1) 商品を受け取ったとき
- (2) 代金を払ったとき
- (3) 自分と相手が口頭で合意をしたとき

正解は(3)になります。消費者と事業者とが自分と相手が、お互いに契約内容(商品の内容・価格・引渡時期等)について合意をすれば契約が成立します。つまり、口約束でも契約は成立しますので正解は33.6%となり1/3しかいませんでした。

○店で商品を買った後で使う前に不要に。解約はできる?

同じく3つの項目から単一回答を選ぶ質問です。



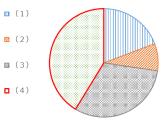
- (2) 商品を開封していなければいつでも解約できる
- (3) レシートがあり1週間以内の購入なら解約できる

正解は(1)になり、13.1%しか正解になりませんでした。一度成立 した契約は、欠陥商品だったなどの理由がなければ、解約することはで (1) (2) (3)

きません。店によっては返品や交換に応じてくれることがありますが、これは、店の顧客サービスの一環で、返品に応じなくても違法ではありません。

○17歳の高校生が保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約しました。この契約取り消せる? 4つの項目から単一回答を選ぶ質問です。

- (1) 取り消すことはできない
- (2) 高校生本人が取消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる
- (3) 保護者が取消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる
- (4) 高校生本人または保護者が取消しを求めたときのいずれも、 未成年者取消しができる



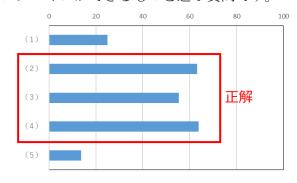
正解は(4)になり、41.3%でした。未成年者の契約についての取消しは、未成年者自身でも、 法定代理人(親等の保護者)でも可能です。一方、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられまし たので、未成年者の契約について年齢には注意が必要です。

#### ○クーリング・オフができる?

クーリング・オフとは、特定の取引について、契約の申込み又は締結の後に、一定の期間内に、

無条件で解約できる制度です。以下の契約内容でクーリング・オフができるものを選ぶ質問です。

- (1) ネットショップで買ったTシャツが届いたが、 似合わなかったので解約したいとき
- (2) 街中で呼び止められ、展示場に行ったら勧誘さ れ、断れなくて10万円の絵画を契約してしま ったが、不要なので解約したいとき
- (3) カフェで先輩や知人から「すぐ利益がでる」、 「人を紹介することでバックマージンが入る」 などと誘われセミナーやスクール等の入会契約 をしたが、金銭的な負担がかかるとわかり解約したいとき



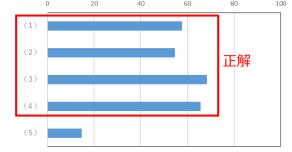
- (4) 見知らぬ事業者が自宅に訪れ「浴室塗装の点検をさせてください。キャンペーンにつき 無料で行います」と言われ契約したが、解約したいとき
- (5) どの場合もクーリング・オフはできない

正解は(2)が63.2%、(3)が55.4%、(4)が63.8%とこれらの3つ場合について、クーリ ング・オフの対象となります。オンラインでの購入や通信販売には、クーリング・オフ制度があり ません(1)を解約できると回答した25.0%の方については、改めて注意喚起が必要です。

### ○消費者契約法に基づき消費者が取り消すことができる契約は?

消費者契約法は、消費者が事業者の不当な勧誘により結んだ契約の取消しを、事業者に対して主 張できるルールを定めた法律です。以下の契約内容から取り消せる契約を選ぶ質問です。

- (1) 就活中の学生の不安を知りつつ「このままで は一生成功しない、この就活セミナーが必要」 と勧誘されてした契約
- (2) SNSで知り合って何度か連絡して好きになり、 宝石展示場に誘われて行ったところ、「宝石を買 ってくれないと関係を続けられない」と言われて した契約



- (3) 加齢により判断力が著しく低下した消費者の不安 を知りつつ、「投資用マンションを買わなければ、定期収入がないため今のような生活を送 ることは困難である」と勧誘されてした契約
- (4)「私は霊が見える。あなたには悪霊がついておりそのままでは病状が悪化する。この数珠を 買わなければ除霊ができない」と告げられてした契約
- (5) どの場合もクーリング・オフはできない

不当な勧誘により締結させられた契約である(1)~(4)のいずれも、消費者は事業者に対し て契約を取り消すことができます。契約に不安を感じた際は、「消費者ホットライン」188 などへ 相談することもできます。

#### 【参考にした情報】

1) 「令和5年度消費生活意識調査(第4回)」の結果について;消費者庁 https://www.caa.go.jp/notice/entry/036152/